

総務文教委員会会議録

平成23年6月23日

10時07分 開 会

11時35分 閉 会

網 走 市 議 会

午前10時07分 開会

○小田部委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会であります。議案3件、請願2件、要請1件の合計6件を審議いたしたいと思っております。

各議案につきましては、6月10日に開催いたしました説明会において十分説明をいただいておりますが、きょうは委員会でありますから、再度、簡単な項目説明程度にさせていただいて、審査してまいりたいと思っております。

なお、議案等審査終了後、その他として、ことしの総務文教委員会の行政視察についても皆さんと協議をしないと、このように思いますので御承知をお願いします。

きょうの委員会に網走タイムズの今村記者が傍聴を希望しております。許可してよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

許可いたします。

それでは、議案第1号平成23年度網走市一般会計補正予算中所管分、田口企画調整課長、簡単な説明をお願いいたします。

○田口企画調整課長

初めに、会議・大会等誘致活動推進事業についてでございますが、議案資料の4ページでございます。

内容につきましては記載のとおりでございますが、当該補助事業について、当初想定していた開催を上回る申請が見込まれましたので、経費を65万円追加補正しようとするものでございます。

以上でございます。

○飯田委員

この手のものは、スポーツの大会と違いまして、比較の土台が違います。

前年度までのやつは決算でお聞きしますけれども、これに対する経済活性化ということも入っているんで、経済活性化の効果というものもある程度見ていると思っておりますけれども、概算でよろしいですけれども、どの程度見ていらっしゃるか。

○田口企画調整課長

経済の効果についてでございますが、経済の効果につきましては、宿泊数に観光関係の調査の単

価、ちょっと今手元にございませんが、それに乗じる形で理論的な経済額、経済の効果額というふうになるように考えています。

また、市内の宿泊施設等の聞いた話によりまして、昨年度開催されております日本青年会議所の道東エリアウインターカンファレンスなどは2月の流水まつりの後の閑散期の開催となっております。また、宿泊施設の方からは、この時期にこのようなスポットの宿泊があるということは非常に助かるというお話も出ていますところなんです。

○飯田委員

経済効果の試算、観光への補助を含めた経済効果、2,000万円に4億円、20倍程度の試算も出されました。スポーツ合宿の試算もあるのでありますが、試算というのは大会だとか催し物によって違うのですが、一般的に今御答弁があった係数を乗じてやるということ、各課なり部門によって違うのですが、どういう試算式を使っているのか、ちょっとその辺は企画調整課ですから、各分野の試算というものを把握していると思うのですが、一般的にどのような試算係数というものを各観光なりスポーツ合宿なり、さまざまなケースであると思うが、その辺はわかりますか。

○田口企画調整課長

ただいま手元に資料がないので、詳細には御説明できませんけれども、基本的に経済効果につきましては、平成20年度だったと思っておりますけれども、観光で行った、一人宿泊をした場合についての経済効果については、宿泊料、交通費、お土産などを聞き取り調査をしまして、その平均といえますか、それらを足し上げたものを、あとは理論的な話になると思うのですが、それを一宿泊当たりの消費額というような算定をしていただくというふうになっております。

○飯田委員

その辺は、今後、決算委員会等もありますので、前年度の決算に対するとところでのあれなのでありますが、ちょっとその辺の議論も深めていきたいと思っております。この件に関して。

○金兵委員

大変基本的なことをお伺いさせていただいたかったのですが、今回の予算で、会議・大会等誘致活動に対する補助金というのを使用できる基準というのは何かあるのですかね。人数と

か、大会の内容はこういうものでないといけな
とか、何かありますでしょうか。

○田口企画調整課長

基準についてのお話でございますけれども、網走市会議・大会等開催運営補助金要綱というのを設置しております、その中で対象となる会議・大会というのは、限定的な要件を満たすものということになっております。また、補助金額なり申請の方法についても、すべてその要綱に基づいて行われておまして、その辺につきましてはホームページのほうについても掲示されておまして、お問い合わせがあればまたお答えするというような形でやっております。

○金兵委員

今回65万円の補正がされて、補正後の額が117万3,000円で、下のほうに決算見込み額が105万円というふうになっているので、今回の見込まれる会議で大体そのすべてを使い切るという計算になっているのかなと思うのですが、この後、何か大会のほうで見込まれるようなものがあるのか、また、追加でまた何かあった場合には補正を組んでいくことになっていくのか、御説明をお願いしたいと思います。

○田口企画調整課長

こちらのその他の決算見込み額と補正後の額の差でございますけれども、補助金のほかにも一般の周知等に関する事務経費というのも、補正後の額の中には当初から含まれておりますので、そこは一致しないことと、また、これ以外に見込まれた場合、ある程度の余裕を持っているというか、アローワンスを持って予算組みをしておりますので、そのことで補正後の額とここに記載していた見込み額との差ということになります。

今後見込まれる部分につきましては、ある程度見込んである余裕の分の中で処理できるというふうに考えておりますが、また大きな大会の問い合わせがあったりとか、見込まれるという部分につきましては、また補正などの対応も検討していきたいというふうに考えております。

○金兵委員

今、飯田委員の御質問、もろもろお話をお伺いさせていただいた中で、経済効果のほうにも若干期待が持てるものだというふうにお伺いしましたので、またぜひ今後ともできるだけ積極的に取り組んでいただけたらなということをお願いして、

質問を終わりたいと思います。

○小田部委員長

他に。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

なければ、本件は、これをもって質疑を終了いたします。

これは、皆さんの御意見をいただいて、全会一致をもって原案可決すべきものと、このように決定させていただきたいと思います。

議案第2号網走市附属機関条例の一部を改正する条例制定について、猪股総務課長。

○猪股総務課長

議案第2号網走市附属機関条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。議案資料16ページの資料2号をごらん願います。

網走市附属機関条例において組まれております網走市防災会議におきまして、今年度の防災計画の見直し作業に当たり、構成員の見直しを行うこととしたところでございます。

内容としましては、条例の別表に定めている構成員に市長が必要と認める者を追加し、あわせて定数を35人以内に変更しようとするものでございます。

これにつきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○小田部委員長

質疑。

○飯田委員

以内の増員、以内というか9人の増員なのですが、その他市長が認めるというものが入ったのですけれども、その他市長が認めるという具体的な考えがあると思うのですけれども、その辺はお持ちでよろしいですか。

○猪股総務課長

今考えておりますのは、国の機関の網走刑務所を予定しています。

○飯田委員

恐らく一般質問の中でも防災関係が出てきて、さまざまな質問があると思うのですけれども、それを踏まえてなののですけれども、この中に地域の声ということで、町内会なり区会なり、これがあると思うのですけれども、こういう関係をどういう形で拾い上げていくか、その辺も考えたと思う

のですけれども、どうなのですか。

○猪股総務課長

今お話のありました件については、メンバーについて検討はいたしました。ただ、防災会議が災害対策基本法で定められているので、担当する事務、また、他の市の状況などで検討いたしまして、住民の皆さんの意見を聞く方法としては、現在、アンケートですとかパブリックコメントなどの方法をとろうと考えておりますけれども、その他の方法も含めてそのようなことについては検討していきたいと思います。

○飯田委員

やはり生の声、恐らく一般質問の中でもいろいろ出ていると思うのですけれども、地域の声ということで、特に今回の震災の関係で、海岸地区だとか川の地区だとかという、その地域の生の声というのは非常に切実なものがあると思うので、同じ地域でも温度差は大きいと思うのですよ。そういうことを考えて、私は、一般的なパブリックコメントだとかというのではなしに、その辺の声をこの防災会議、恐らく抜本的な見直しをしようと思うので、せっかく増員したのだったら、その声をどういう形で拾い上げていくのか。

特にここにある、従来からの自衛隊なり警察なり、それから消防なり指定公共機関の職員ということで、一般的に比較的そういうことになれてはいるのですけれども、縦割りだとかそういう中で情報しか私は入ってこないと思うので、かえって住民組織というのは、全然縦割りじゃなくて、そのさまざまな地域で暮らしていくという、地域を支えたり助け合っていく。特に自主防災組織を推進している割にはそういうところが全然入ってこないというのは、ちょっと考えにくいのです。自主防災組織をつくっていくという点ではね。今までつくられたところだとか、そういうところも入ってこないということなので、その辺は言葉は悪いけれども、余り考えていないのかと考えざるを得ないのですけれども、その辺はどうですか。

○猪股総務課長

今お話のありました住民組織・団体につきましては、従来の条例上はメンバーの中に入ることができない形であります。それで、今回の見直しの中でその他という項目を設けましたので、そのような団体の方と協議をして加入していただくことも一応可能な状態にはなっております。

○飯田委員

連合町内会なり、そういうところに行くのでないかなとは思っているのですけれども、そうでなくても自主防災組織というのは、それなりに自分たちで考えてやっていくというようなことで、特に連合町内会でも、行政の下請にならないようなということで連合町内会から抜ける町内会もふえていっていますので、その辺も含めて、防災会議に意見を反映する場合はその辺も含めて、私はしっかりと考えていかなければだめだと思うのです。考えていくというのでなくて、抜本の見直しをするのですから、その辺をしっかりと根幹を定めなければならぬと思うのですけれども、その辺の方向性をどう思いますか。

○川田企画総務部長

防災会議のもともとの性格というのは、公的な団体がそれぞれの責務においてやれるべきものという、そういうことを議論して一つの防災計画をつくり上げるという、もともとはそういう性格なものです。

今、委員のおっしゃったように、その計画に地域の意見がどう反映されるかというのは、非常に我々としても大きな問題だと思います。

防災会議に出席されるそれぞれの、これまでは公的機関ということで、それは公的機関を代表して意見を申し上げるというふうな性格の会議ではあったことは事実ですけれども、それが地域の団体というのがどういうふうな代表として地域の意見を述べる方が入られるかというのは非常に大きな問題だと思いますけれども、地域の住民の意見を吸い上げると、新しい防災計画の見直しに地域の住民の意見を吸い上げるということは、非常に十分我々も考えていこうと思いますので、会議の参加については地域団体、町連なり自主防災組織の皆さんと意見交換をして、出席に向けて協議をしていきたいというふうに考えております。

○飯田委員

今回の一般質問の中では、ほとんどの議員が防災を取り上げているので、その質疑もあると思いますので、いい方向に発展することを願います。

○小田部委員長

他に御意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

なければ、議案第2号網走市附属機関条例の一

部を改正する条例制定については、委員の皆さんの賛成をもって原案可決すべきものと決定をさせていただきます。

続きまして、議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、山崎税務課長よりの説明をお願いします。

○山崎税務課長

議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定概要につきまして御説明申し上げます。議案資料17ページの資料3号をごらんいただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、東日本大震災の被災者等への負担の軽減を図るため、緊急の対策として地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、市税条例の関係部分につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、1点目が個人住民税に係る雑損控除の特例についてでございます。2点目が個人住民税に係る住宅ローン控除の適用期限の特例についてでございます。3点目が大震災に係る固定資産税の特例適用の申告方法等について規定するものでございます。4点目が地方税法の一部の改正に当たり、条項の整理を行うものでございます。

本条例の施行期日は、公布の日からとし、ただし、附則第23条の改正規定は平成24年1月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○山田委員

何もないのですが、ただ、該当者は来ていないと思うのですが、網走の市民の中でどうなのか。

○山崎税務課長

現実としましては、例えば今こちらのほうに避難されている方がいらっしゃると思います。今年度につきましては、平成23年度につきましては、向こうで例えば申告をしていただいて、それで雑損控除で引けない分がありましたら、網走市の住民票があれば、来年以降は網走市で雑損控除の適用を受けるという形になります。

あと、固定資産税についてですが、土地の取得につきましても、来年度以降、網走市で土地の取得をした場合については適用が該当になるかと思っています。

以上です。

○山田委員

わかりました。

○小田部委員長

それでは、議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定については、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、請願審査に入ります。

請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願を議題といたします。

○金兵委員

請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願についてですが、こちらは現在、自治体は福祉医療などの一般行政経費の増加や景気対策などによる地方債の償還金に追われ、引き続き厳しい財政運営を行っている現状で、被災地への復興対策費の財源を確保するために地方交付税など地方への財源規模を縮小し、財政負担が増加することがあってはならないことだと思っております。復興費は国の責任において確保することとともに、自治体が必要な公共サービス水準を確保し、地域のニーズに沿った行財政運営を実現するために財政の充実・強化を求める請願でございますので、ぜひとも採択の方向で議論をお願いしたいと思っております。

以上です。

○小田部委員長

これは、本会議で委員の皆さんにも、議員の皆さんに全部配付していることで、一通り委員の皆さんには精査・確認をされておると、このように思います。

これは請願ですから、採択するのか、継続審査にするのか、不採択にするのか、この三つの選択になるわけで、これは1期目の議員の皆さんも含めて、請願についてはこの三つのうちの方法の選択、こういうふうな結果になります。そんなことで、一応皆さんの御意見を聞いていきたいと、このように思います。

○高橋副委員長

これにつきましては、私は採択と思います。

災害に関しましては、一地域だけでなく、日本全国に影響がいろいろと及んでいると思います。困っているときは、またお互いさまという、こういった精神も必要かと、そんなふうにも思いますし、そういった意味では、財政を本当に、地方としては財政確保しなければならないと、そん

なふうに考えます。

○飯田委員

基本的にはいいのですけれども、3番の問題で、地方消費税の充実というのが現行消費税での充実なのか、それとも、後からあるのですけれども、増税の中での充実なのかということも含めて、若干、大筋では、それらを除けば私は大筋ではいいのですけれども、ちょっとその辺も議論してみたいと思う。大筋では賛成です。

○小田部委員長

委員長として、この請願を取りまとめるに当たってあえて聞きたいのですけれども、ここでそれ以上、消費税についてローリングするという意向があるか、提案者である民主のほうに説明を求めたりしなくてはいけないのか。これは極めて抽象的な表現になっているから、そういう意味では、この範疇において採択と、こういう委員長としての飯田委員の意見としてとらえていいですか。

○飯田委員

これは請願ですから、請願の願意を酌んで、ここでいずれにしても上げるのですから、その中で、私は採択すべきと感じますね。

○山田委員

私も、金兵委員からあったように、根幹は地方財政がきちっと充実して確保するというのが前提で、ただ、今回はああいう震災があったということで、復興費の関係で、来年以降、地方の財源が向こうに集中されると。やらなければならない復興なのですが、やはりそこを向こうに集中してはいけないと。それは独自の財源を確保して対応してくれという趣旨ですし。

それから、飯田委員からあった地方消費税の充実とありますけれども、これはその前を見ていただければ、国・地方の税収配分の5・5の実現ですから、そういう意味での地方消費税の充実という意味だと私は理解していますので、ぜひ私も採択の方向でお願いしたいと思います。

○井戸委員

こういったいろんな被害に遭われて、日本じゅうがその辺のところで大変な時期なので、私も地方財源を確保するのは重要なものだと思います。そういった意味から、この件に関しては採択ということであります。

○古都委員

今回の地震において、もちろん東北地方復興については大変大切だということはと思いますが、それに伴って、それに足を引きずられ、私たちの網走市の財政が悪化もしくは地域の業界に影響があるようでは、全く話にならないと思っていますので、採択は私は賛成します。

○小田部委員長

各委員の皆さんの意見を聞きますと、ほとんどの皆さんが時局、この請願については理解をし、採択すべきものと、こういうふうな意見というふうに委員長としてお聞かせをいただきました。

私委員長としても、やはりそれでなくても地方財政が厳しい時代に、国難と言うべき災害があったわけです。図らずも古都委員が最後に言ったとおり、それに引きずられて、これからますます地方の自立を求める時代に、財政が逼迫しては全くあってはならぬと、こういうふうな意味では、これは採択と。このことは、私一委員としても極めて賛同している点なので、全会一致をもってこれは採択と、こういうふうにしたいと、このように思います。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○小田部委員長

それでは、再開します。

請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願については、この文案どおり採択とさせていただきます。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、続きまして請願第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・充実に向けた意見書提出についての請願、これを議題といたします。

○金兵委員

請願第2号についてですが、義務教育費国庫負担制度につきましては、財源が地方に移譲され一般財源化された場合、今まで義務教育費に使用されていたものがそれ以外に使用される可能性があ

り、結果的に教育費の縮小につながり、教育の地域格差が発生するおそれがあるため、制度の堅持と負担率の復元を求めるものであります。

30人以下学級並びに学校教育法第37条第3項の削除につきましては、子供たちのことを考え、行き届いた教育の実現を目指すためには、現場の教職員の適正配置が必要不可欠なものであります。また、現在の厳しい経済状況の中で教育費が生活に重くのしかかり、就学援助などの措置の格差により教育格差を生じるのを防ぐために、国の責任において教育予算の拡充が必要であります。

これらのことは、常に子供たちの教育を保障するためのものでありますので、ぜひ採択の方向でお願いしたいと思います。

以上です。

○高橋副委員長

私は、これにつきましては以前にもこういった意見書が出たと思います。そのときに私は、35人学級という、これには賛成できると思います。またさらに30人学級ということになりますと、今は少子化の影響も出ていると思います。それになお教職員の増員ということになると、さらに厳しい対応を迫られると、そんなふうに思いますので、これにつきましては不採択をお願いしたいと思います。

○飯田委員

基本的には、通してもらいたいと思います。

ここでも一括交付金化ということ、補助金、国庫補助負担金をなくする方向を、危惧してさまざまところに出てきます。私は、国庫補助負担金というのは、これは残さないと、一括交付金化する動きはまだあるので、やっぱりここですっきりと網走の議会として意見書を上げて、歯どめをかけていきたいという思いが基本的にあります。

○山田委員

これは毎年出ていまして、私の立場では、昨年は大変残念だったのですが、採択にならなかったわけです。

それで、今、各委員からこの後も発言があると思いますが、やはり義務教育ですし、教育というのは、どこにいても公平で公正な教育を受けるというのはこれは大原則です。これからの子供たちを、教育を含めてする中で、これは大きな財産ですから、私はしっかりこれについては基本的にやるべきことはやっていく。そういう意味で、国庫

負担金の制度の堅持というもの、負担率が2分の1に減りましたから、ここをぜひ復元していただきたいという一つの請願内容というふうに私は理解しています。

それと、非常にまだ景気が悪い中の背景もあるのだと思うのですが、給食費や修学旅行、教材なども含めて、修学旅行に行けないお子さんもいたということで、非常に気の毒なものがありましたけれども、これはどこまでやればいいのかという一つの限度があるのかもしれませんが、ぜひ教育の予算など十分な確保をしていくのが大事だと、そういうふうに思っています。

それで、一番、30人学級のところが争点になるのかどうかですが、35人学級には小学校1年生もやるようなことで整備を進めて、教員が約4,000人ぐらい増員になることにおいて、この確保もしっかりしてくれという話も別の面ではありますけれども、でき得れば、ここは論議がありますよ、数多く教育は受けたほうがいいのかという人と、少なくある程度充実した教育を受けたほうがいいのかという考え方があるのだと思うのですけれども、35人学級が一応動き出したということを考えてときに、私はさらに30人以下の教育のシステムづくりというのは大事だと思います。それに伴う教員の補充とかいろいろなのが確かに出てくるとは思います、ぜひ私はこの内容で採択していただければいいと思います。

ただ、個人的な立場で言うと、30人のときに非常にひっかかりがもしあるのですと、意見書の中でまた整理の関係もあるから、ぜひ採択の方向でしていただければと思います。

○小田部委員長

山田委員にお聞きします。

今言った、やはりこれは委員長として言って恐縮なのですが、一委員として聞いていただきたいと思いますけれども、私個人としてもこういう少子化の時代、そして30人が将来的に、この先の将来は25人だとか、そういったことはだれも言っていないけれども、そういった方向が本当にどの程度妥当なのかという意見があります。それで、私が聞きたいのは、そういうふうな固定した要望数値、30人だとか35人だとか、そういったことを意見書を出す段階で協議をしたい、そして理解を求めたいと、こういう前提で今は御発言をいただいたと思います。

そうであれば、請願の場合は、一人でも賛同できない者がいれば継続になると、こういうふうに私は考えています。

○山田委員

請願の内容で今は論議しているわけで、意見書の話までしちゃうのは大変申しわけないのですが、請願が採択されて意見書を出す段階で、もし御論議いただいて、例えば30人ということにこだわりがあるのでしたら、ここの数字を変えたり、いろんなことというのは一つの手法としてあるのかもしれませんが。ぜひ、タイトルも変わってくる可能性もありますから、きょうは紹介議員もいますので、最終的にその辺がどうかということも尋ねたり確認をする必要もあると思うのですけれどもね。

継続にしておいて次の議会でまた論議するよりは、私は皆さんの考え方がちょっと変化をつけることによって一つになるのでしたら、私はぜひ採択をしたほうがいいかなという考え方のもとに発言させていただきます。

○小田部委員長

むしろ委員長として山田委員にこういうふうな言い方をしてよかったと思ってます。今、私の頭にあったのは、これを継続して、全員の賛成でないから継続して次の議会までほかすかと、こういうふうなことになってるけど、実は中身を聞きたかった。

わかりました。一応後から、皆さんの意見を聞いてから、その辺を対応したいと思います。

○井戸委員

これは、未来ある子供たちのこれからの重要な問題だと思います。子供たちには、平等にいろんな形で教育を受けていただくと、そして不十分な思いはさせたくないという意味で、賛成ではありますが、果たして30人以下の学級が本当に必要なのかという部分は、私もちょっと疑問が残るところでありますけれども、いずれにしても、子供たちの教育を受ける環境というのを悪くさせるようなことは賛成できないというふうに思います。

○古都委員

基本的には賛成なのですけれども、今おっしゃった中で30人以下ということだったので、30人以下というの、今すぐと言っているのではなくて、早期実現を目指す方向ということ

なので、いじめなどの問題が今は発生してきている中、行き届いた教育をするためには私は必要だと思っているのです。

その中で、給食費、修学旅行費など、こういったものの充実に対しても、今は郡部のほうの学力の低下が結構言われている中で、その中で安心して授業等にも集中できるような環境というのも必要だと思うので、私はこの件に賛成いたします。

○小田部委員長

それで、大方の委員の皆さんは、方向としては理解できる部分は共有しているのだけれども、やはり30人だとかその他の件、これは非常に教育ですから重要な、教育で大切なのですけれども、意見の一致を見ないものについては採択ということにならない、これは皆さん御理解の上です。そんな意味で、これまでの各委員の意見につきまして、高橋副委員長、いかがですか。

○高橋副委員長

本当に私がひっかかっているのが、30人以下学級ですか。私も、教育に関しては大事なことだと、そういう認識は持っております。ただ、30人以下学級まで踏み込む必要があるのかなという疑問がございましたので、こういった文章の変更ができるのであれば、問題は無いのですけれども、私は30人以下学級という文だけは気になる部分があります。いかがでしょうか。

○小田部委員長

これは、あくまでも採択するか否かというふうなことをとらえるので、高橋副委員長。それで、意見書の中身については協議だ、こういうことでこの請願については採択してもよろしいと、こういう意見でとらえていいでしょうか。

○高橋副委員長

数字だけ変えれば。そこを変えることができるのであれば、採択も可能です。

○小田部委員長

休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時52分再開

○小田部委員長

再開いたします。

ただいま休憩中に、いろいろと皆さんの忌憚のない意見を聞きながら調整をさせていただきました。よって、総務文教委員会の委員全員が方向性

を十分理解をし、時局、こういうふうな案件なだけに、教育の実が後退するようなことのないように、この請願は採択すべき、こういうふうに皆さんの意見が一致したところであります。

よって、この請願は、採択と決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、請願第2号については、全会一致をもって採択と、このように決定をし、文案については休憩して協議をしたいと思います。

休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時03分再開

○小田部委員長

再開いたします。

ただいま意見書案を準備していますので、最後に皆さんの意見で決定をさせていただきたい、このように思います。

それで、続きまして要請1件、税と社会保障の一体改革での消費税増税に反対する意見書の提出要請を議題といたします。

○飯田委員

私たち議員団で要請いたしました。

先ごろ新聞、テレビ等で御承知のとおり、税と社会保障の一体改革が政府・与党の中でも一応先送りしたという現状を見ていただければわかると思います。特に、なぜ消費税の増税に反対する意見書かという、税と社会保障の一体改革の中で、既に国保料の国の負担を軽減したのが今の国保の実態をもたらしましたし、介護保険も来年度負担増、いわゆる保険料、利用料が上がるというようなことで、改正案がこの間、通りました。

それから、年金等についても、年金の物価の下落で、マクロスライドということで、物価が上がっていれば、今までそれに通じて年金も上がったのですが、上がったのはそのまま据え置いて、下がったときだけしようとしていること。あと、年金は、公務員も民間もそうなのですが、年金支給開始年齢を65歳から68歳に引き上げるということを段階的にやろうとしているときに、なお社会保障の一体改革、その中身はひどいのですけれども、その財源を主に消費税増税で賄うと。特に増税だけが先に出来ますね。具体的な社会保障

の財源というものについて、抜本見直しなんていうことは全然考えないでやっている。

これは、6月22日の北海道新聞の社説で、新政権で仕切り直しをするのはちょっとあれなのですけれども、要するに国民負担のあり方で、消費税は所得の低いほど負担が重くなる。だけれども、社会保障の財源として、消費税にこだわらず所得税や法人税の税制改革全体の中で見出していくことが筋だということを言っています。

それと同時に、消費税を今、東日本大震災の起きているときに、ここにもかけるということであれば、私は消費税増税だけが、何か増税することによって、社会保障の名をかたって消費税増税をするという。特に今ささやかれているのは、大連立ということがささやかれていて、消費税増税については一致しているというようなこともありますので、ここで私はしっかりと声を上げていく。

下段で、年収200万円以下の給与所得者が4分の1ほどを占めるというか、東日本大震災の復興に国民総力を挙げているときに、所得が低い人ほど負担が重い消費税増税は非現実的だということから、再度、地方から私は声を上げていくべきだということだと思うのですね。

○山田委員

後ほど、ほかの委員からも御意見を聞かれると思うのですが、今、飯田委員からあったように、私も消費税も含めて増税しないですべてのものが対応できるのであれば、これは一番いいことだなというふうに思っています。それで、今回、今の政権の民主党あたりでは党内でもまとまらなかったということは、非常に私も残念に思う一人ですけれども、ぜひこの辺は社会保障がどうあるべきかによって財源が本当にどういうふうに必要なのかということは、これは一体論議されていると思うのですが。

そこで、ここで要請は、消費税増税に反対するということを明確にうたっています。それで、私も今の消費税のあり方、内容で本当にいいのかというのは、ちょっと疑問視するところが、私も食料品もすべてかかるのがどうかとか、いろんな考え方を確かに持っている一人ですけれども。それと、震災地にも、これは消費税ということになれば、もちろんかかってくることを考えたときに、果たしてどうなのか。この辺の問題点はちょっとあるのだと思う。

ですから、菅さんが、参議院選挙のときですけれども、消費税がぼっと出まして、還付の方法だとか、いろんな低所得者に対しての対応も同時に必要だろうという考え方を示しているわけですから、それがどういうふうになってくるかがまだ見えていません。

それで、私は、ここにあるように、応能負担の原則、これは税の考え方としては、大変申しわけないですが、所得の多い方が全部税金を払うというのはやむを得ないのかなということを基本にしながらも、消費税のアップが全くないで、本当に900兆円から1,000兆円近い国の負債がある中で、本当に後世の子供たちを含めて、これを本当に引きずらしていいのかというふうに考えたときに、やっぱり私たちが今いる段階である程度の考え方をしていかなければならぬとなると、やはり増税というのは、これはいたし方ないことだというふうに思っていますから、消費税が全く増税反対というふうには私は言い切れません。

ですから、今、国もこれから社会保障のことも絡めた中で一体改革が明らかになってくると思いますから、私はもうちょっと見きわめていきたいし、いい内容で出てくることを、期待も含めてもう少し見守りたいというふうに思っています。ぜひ、そうなると継続になると思います。よろしくお願いします。

○高橋副委員長

私も、今の山田委員の言っていることはよくわかります。増税に対しては、本当に快くは思っていないかもしれません。だけれども、消費税を上げなければ、福祉をこれからどうやって充実させていくのだろうかと、そんな心配もございます。また、さきにも言っておりましたが、被災地ですとか、それから食料品に関して、これは消費税を上げなければならないのかという、そういう疑問も持っております。

ですから、私も継続になるかと思います。

○井戸委員

基本的に、消費税増税というのはすべきでないというふうには考えますけれども、やはりいろいろ考えますと、財政が厳しいという部分で、どう捻出するかという部分になってきますと、やはりやむを得ない部分はあると思います。

ただ、生活弱者に負担をかけることがないような方法は考えるべきだと思います。

○古都委員

山田委員がおっしゃったように、私も将来的には増税は仕方ないことだとは思っていますが、被災地とかの今回の震災に対する復興という名目で恒久的な増税を図ろうとしているので、それに対しては、経済的な震災で二次的災害を受けている地域、網走で言えば観光業とかもいろいろそうなのですけれども、そういったところにもダメージが大きいので、今現在では増税というのに対しては私は反対意見ですが、そういう意味では継続審査して様子を見守りたいなという感じもしています。

○飯田委員

継続したいという、継続するなら早急に継続しながら私は議論をしたほうがいい。

先ほど言った各委員の皆さんの意向を伺いまして、山田委員の負担能力に応じた応能負担の原則ではないのですね、消費税はね。だから、そこをしっかりと私は継続審査にするのだったら、近々総務文教委員会を開いて、そこを議論しないと、見守るのではなくて、議論して見守るという形を委員長はとっていただきたい。

○山田委員

飯田委員から、委員会で論議することは私はやぶさかではないけれども、基本は確かにここにある考え方が、応能負担の原則というのは確かに大事ですよ、大原則ですよ。この部分で、総務文教委員会での部分をしっかり論議すると飯田委員から出たのですけれども、論議するのはやぶさかではないと前置きしますけれども、果たしてここでこういう論議が別に必要なかどうかと私はちょっと思うのですが。

○小田部委員長

他に御意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○小田部委員長

今、飯田委員、山田委員、いろいろ意見ありました。事案の個々は問わず議論することは大いに差し支えないことだと、このように思います。

それから、皆さんの意見を聞いて思うのですけれども、直間比率の応益・応能、そして特に私どももその辺は理解していますけれども、低所得者ほど収入はないのですから、少ない、小さいですから、小さい単位の中で今は機械的に5%、それが将来的に、今言われているのは10%程度だとい

うと、無条件に生きていく過程の中で低所得者ほどそういうふうな重さが偏ってくるよと、そういう意見を言われたのは全くそのとおりだと、このように思います。

加えて、今回の大震災です。そうすると、国の財政もいや応なしにその復興・復旧に出動していくと。そうなっていくと、今言った社会保障だと、そういうふうなことは非常にわかります。

同時に、これだけ日本社会自体が景気が低迷しているときに消費税のアップというのは、さらにとんでもない逆な政策の選択になるのではないかと、こういうふうな当然飯田委員は言わなかったけれども、そういうふうな議論もここである。

そういう意味では、一体改革、社会保障も直間比率も、それがどっちかという、今現在、消費税に偏っているイメージが非常に強いのですけれども、非常に国家税制の問題なだけに、これは意見の一致を見るのは、飯田委員の意見にもありますように協議することは、機会を見ながら熱心に皆様の研さん・協議をすべきだと、このように思いますが、どう考えても意見の一致をこの要望については見るに至らないのではないかと、こういうふうな理解をしていますので、今後とも非常に大事な問題なだけに、委員会で継続して、機会をとらえながら協議をしていくと、こんなことで飯田委員御理解をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○飯田委員

いやいや、委員長は継続しますよと。

○小田部委員長

そうせざるを得ない。現在の時点で継続にならざるを得ない、きょうのところは。

それでは、本件につきましては、税と社会保障の一体改革での消費税増税に反対する意見書の提出要請については、継続して精査をすると、このようにさせていただきたいと思います。

それでは、前段の意見書案を皆さんに配付をいたします。

(意見書(案)配付)

○小田部委員長

請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書提出については、先ほどそのままと、原案どおりと、こういうふうなことで採択を決定しました。これは一応意見書の形を皆さんのお手元に配付させていただきましたので、この意見書(案)で

よろしいですね。

前段で決定したとおりです。それで、この(案)を外して、意見書として提出すると。この確認をさせていただきます。

(「異議なし」の声あり)

○小田部委員長

それでは、続きまして請願第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・充実に向けた意見書提出についての請願、これについては採択と決定させて……。 (発言する者あり)

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○小田部委員長

休憩前に引き続き、再開いたします。

請願第2号については、前段申し上げたとおり、委員会において採択すべきと決定をさせていただきました。文案については、休憩中に皆さんと協議をし、皆さんのお手元に配付した文案にしたいと、このように思います。

その中で、記とする2行目、2番、新・教職員定数改善計画の確実な実施及び——「それを」という3文字を割愛していただきたいと思います。横棒2本入れてください——確実な実施及び少人数学級の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること、こういうふうなことで、この意見書案で皆さんの御理解と御決定をいただきたいと思います。意見書案です。

○山田委員

細かいことですが、中段の今年度の政府予算の上なのですが、「少人数学級の早期実現が。」になっているのですが、これは文章的にこれでいいのかなと。例えば、「不可欠です」というのが原文になっていますけれども、それがちょっときついなれば、「が必要です」とか、何かをうたわないと、これは記でないからどうでしょうかね。ほかのところとぼつと切れるの、細かいことですよ。「早期実現が必要です」とか、何かをうたったほうがいいのでないですか。

○小田部委員長

山田委員の言っていることは、特別な中身に踏

み込んでいない文章つなぎの意味なのですが、これはこれとして極めて強力な実現ということですから、次に入っていけばいいのだから。でも、それは皆さんの意見で、つなぎですから、山田委員はどういうふうな表現がいいですか。

○山田委員

私は、原文が「が不可欠です」となっていますが、「が必要です」ぐらいは言葉としてつけたほうが……。

○小田部委員長

委員の皆さん、いかがですか。「が必要です」と挿入すると、そのほうがよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○小田部委員長

それでは、文案について「が必要です」と。

それでは、委員の皆さんの賛同をいただきまして、請願第2号につきましては、お手元の文、今は案ですけれども、今の修正も含めて訂正をして、案を取り、意見書として関係機関に送付すると、こういうふうなことを決定をさせていただきます。よろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

○小田部委員長

それで、税と社会保障の一体改革は継続と、このようにさせていただきます。

委員会としては、委員の皆さん、何かありますか。

（「なし」の声あり）

○小田部委員長

理事者の皆さん、何かありますか。

（「なし」の声あり）

○小田部委員長

それでは、この後、委員会の行政視察のことで相談しますので、休憩して、理事者の皆さんには御退席をいただく、このようにしたいと思います。

休憩します。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

○小田部委員長

再開いたします。

7番目のその他で、行政視察について、まず委員の皆さんにお伺いします。

ことし行政視察を実施するかどうかを、まず入

り口で決めなければならないのですが、これに反対する人はいないと、このように思いますので、ことしも行政視察をするということで皆さんの御賛同をいただきたいと思います。よろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

○小田部委員長

2番目、スケジュールや候補地、視察項目などを皆さんの意見を聞きながら固めていきたいと、このように思います。

大体選挙のあった年は、秋口、10月ごろを予定しているのがこれまでの例でございます。ですから、ことしの総務文教委員会の行政視察は、10月ごろというふうな表現でいいのですが、第3回定例会が9月ですから、それが終わってから行くと、こういうふうな形に、今現在は第2回定例会ですから、6月ですから。そういうふうなことを頭に置きながら、委員の皆さんとどっちの方向でどういう項目で視察研修をしたいと、こういったことを皆さんにいろんな意見をいただいて、最終的にはそれを正副委員長のもとで取りまとめて、皆さんの御賛同をいただいて決定したいと、このようにと思いますが、そのような運びでよろしいでしょうか。

○飯田委員

日程を決めておいて、希望を持ち寄ったものがあればいいですね。その辺、日程をまず決めておかないと、支障があるのです。都市問題会議の日程が重なる人がいますので。

○小田部委員長

うちの会派も、都市問題会議、ことし10月だから、あれは鹿児島ですよ。ただ、総務文教委員にいないればいいわけですね。

○飯田委員

いや、いても何も、向こうは都市問題で鹿児島に行って……。

○小田部委員長

委員だけの協議会だから、ひらたい話を休憩してやろう。休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時34分再開

○小田部委員長

再開いたします。

それで、今年度の委員会の行政視察につつまし

ては、10月17日の週を予定をすると。出発と帰る日にちについては、先の段階で決めていくと。

それから、きょうの委員会としては、委員の皆さんに次回委員会にはそれぞれの調査項目あるいはそのための調査地、こういったことの要望を持って臨んでいただきたいと、そのことをお願いをして、きょうの委員会の行政視察についての件は終了させていただいてよろしいですか。

○山田委員

9月の第3定前の議会の委員会という予定よりは早まって招集がかかる場合もあるということで、頭に入れていいですか。

○小田部委員長

よろしいですね。今の山田委員の話ね。

（「異議なし」の声あり）

○小田部委員長

それでは、ほかに何かありませんか。なければ閉じますよ。

（「なし」の声あり）

○小田部委員長

それでは、総務文教委員会を終了させていただきます。

長時間、御苦勞さまでした。

午前11時35分 閉会